令和元年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」 日本遺産解説用案内看板・道標設置業務仕様書

本仕様書は、峡東地域ワインリゾート推進協議会(以下「甲」という。)が発注する 「日本遺産解説用案内看板・道標設置業務」を受託する者(以下「乙」という。)の業 務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

日本遺産解説用案内看板・道標設置業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年2月28日まで

3 業務概要

乙は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 案内看板・道標のデザイン企画・設計・制作
- (2) 案内看板に記載する日本遺産ストーリー等の外国語解説文の作成
- (3) 案内看板・道標の設置計画策定
- (4) 案内看板・道標の搬入・設置

4 業務内容

- (1) 案内看板・道標のデザイン企画・設計・制作
 - ・案内看板は、日本遺産の構成資産の成り立ちやストーリーとの関わりを表示するもので、その近隣や敷地内に設置することを想定し、周辺の景観に配慮したデザインとすること。案内表示は日本語、英語表記とし、英語の文章については日本文化に造詣の深い外国人等に依頼し、現地を確認し、ストーリーを理解したうえで作成するなど、外国人に理解しやすく興味を引く内容とすること。
 - ・道標は、周遊ルート上の現在地を示し、また日本遺産の構成資産やその他地域 資源の方向、距離等を示すもので、日本語および外国語(英語、中国語)で表 記すること。また、利用者にわかりやすい表示でありながらも、周辺の景観に 配慮したデザインとするとともに、日本遺産ブランドを意識し、案内看板との 統一感のあるデザイン性を提案すること。道標のデザイン企画にあたっては、 統一感はありながらも、地域ごとのイメージに合うデザイン(ピクトグラム等) を取り入れるなどの提案はできるものとする。
 - ・屋外設置を目的としたものであることを踏まえ、耐久性や耐水性、安全性を考慮したものであること。
 - ・別紙日本遺産ロゴマーク及び峡東地域ワインリゾートロゴマークを表示すること。なお、日本遺産ロゴマークについては、甲が別途示す「日本遺産ロゴマー

クの使用マニュアル」を遵守するものとする。

・山梨県景観条例及び各市(山梨市、笛吹市、甲州市)の景観条例を遵守し、周辺地域の景観、環境に配慮し、地域と調和のとれたものであること。

(2) 案内看板に記載する日本遺産ストーリー等の外国語解説文の作成

・日本遺産のストーリーや構成文化財(3箇所程度)の外国語解説文の作成にあたっては、単に日本語を翻訳(直訳)するのではなく、日本の歴史や文化に関する知識が少ない外国人にもその価値が伝わるよう、改めて解説文を作文するなど、外国人の理解を深める工夫をすること。

(3) 案内看板・道標の設置計画策定

<案内看板>

- ・案内看板の設置場所は、大善寺・清白寺・一宮浅間神社の他、合計13か所程度 を想定し、協議会と協議の上決定する。
- ・案内看板13基の内訳は以下の内容とする。(単位はいずれも「mm」)
 - ① 看板の高さはGL(グランドライン) H1,500程度、表示面H900×W 1,200程度(両面印刷仕様) 基礎コンクリート埋め込み式:7基程度。
 - ② 看板の高さはGL(グランドライン) H1,500程度、表示面H600×W 900程度(両面印刷仕様) 基礎コンクリート埋め込み式:4基程度。
 - ③ 看板の高さはGL(グランドライン) H1,350程度、表示面H600×W 900程度(両面印刷仕様)可動式(キャスター付):2基程度。
 - *いずれの案内看板も腐食、表示面の退色などに長期間耐える素材を使用し、仕様、形状等は提案すること。
 - *詳細な施工方法、設置箇所、設置数については、現地確認のうえ、甲乙協議の 上決定する。

<道 標>

- ・道標の設置箇所は、構成資産(ワイナリー含む)の近隣や周遊が図られるルート 上の分岐点など、16か所程度を想定する。詳細な設置・施工箇所は協議会と協 議のうえ決定する。
- ・道標の施工形式は一つに限定しない。それぞれの設置場所、利用者の用途に適した表示方法等を提案すること。
- ・道標19基の内訳は以下の内容とする。(単位はいずれも「mm」)
 - ① 看板高さGL(グランドライン) H1,350程度、表示面H450×W600程度(片面印刷仕様)、基礎コンクリート埋め込み式:1基程度。
 - ② 看板高さGL (グランドライン) H3,900程度、表示面H1,200×W 500程度(片面印刷仕様)、基礎コンクリート埋め込み式:5基程度。
 - ③ 看板高さGL(グランドライン) H1,350程度、表示面H450×W600程度(片面印刷仕様)、置き基礎式(バス停式):1基程度。

- ④ 表示面サイズH450×W600程度(片面印刷仕様)、既存標識柱等に共架する方式:9基程度。
- *いずれの道標も腐食、表示面の退色などに長期間耐える素材を使用し、仕様、 形状等は提案すること。表示内容は、自転車や歩行者など、利用対象者を踏ま えたうえで、適切な視距離を確認し、文字サイズ、表示面サイズの決定を行な うこと。
- *詳細な施工方法、設置箇所、設置数については、現地確認のうえ、甲乙協議の 上決定する。

(4) 案内看板・道標の搬入・設置

- ・案内看板・道標の設置(施工)をする者は、屋外広告業に登録された者であること。
- ・乙は案内看板・道標を設置場所に直接搬入・設置し、設置にあたっては事故を防止するための措置を講ずること。道路へ施工する場合には、関係部署への必要な手続きをとること。なお、手続きに必要な費用は乙の負担とする。

5 提出物について

・事業完了後、業務報告書(設置物設計書、設置箇所を示す図面、業務完了報告書 [着手前・完成後の写真添付]、解説文データ(データ形式は甲乙協議)、その他必 要となる書類)を提出すること。なお、解説文データについては、甲乙協議の上、 データ作成次第、業務完了前であっても提出できるものとする。

6 著作権等

・本業務により制作される案内看板、道標に係る著作権その他一切の権利に関して は、業務が完了したときをもって甲へ移転するものとする。

7 その他

- ・乙は、本業務で知りえた業務上の秘密を業務完了以後も保持しなければならない。
- ・委託料には、デザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利関係の整理に係る費用や、制作・設置に係る一切の費用を含むものとする。
- ・ 乙は、委託料の支払いが完了するまで、設置された案内看板・道標の維持管理を その費用と責任で行うものとする。
- ・その他、本仕様書にない事項や本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と乙とで協 議し、決定するものとする。

別 紙

#